

新しい地域交通の導入に向けた検討について

1 背景

近年の公共交通を取り巻く環境は、ICTの進展によりシェアサイクル、カーシェア、AIオンデマンド交通などの新しい地域交通の普及が進む中、地形上のハードル等による移動格差が生じていたり、高齢化社会の到来により運転免許を返納した高齢者が増加し、生活の足を確保する必要性や、子育て世帯が気軽に日常的に利用できる交通の必要性などが指摘されています。このような状況の中、新しい技術を活用した地域交通を導入し、課題、ニーズ、社会環境の変化に柔軟に対応していくことについて、地域住民の期待が高まっています。

新宿区では、鉄道、路線バス等の公共交通が充実していることにより、いわゆる交通不便地域はない状況です。しかし、地域によっては、最も身近な公共交通であるバスの停留所から300m超となる場所が存在します。また、このような場所の周辺は、坂道や階段が多く存在していることも加わり、高齢者、子育て世帯、障害者が移動する際に強い負担を強いられる環境となっています。

また、高齢者の2割が、自宅から駅やバス停までの許容距離を300～350m未満と報告している調査(※1)があります。新宿区において、生活関連施設の位置がこの許容距離を超える場所に居住する高齢者世帯は、駅が28,000弱世帯、公民館・集会所が35,000弱世帯、郵便局・銀行が22,000弱世帯、デイサービスセンターが20,000弱世帯、医療機関が12,000弱世帯(※2)あり、高齢者にとっては日常生活に必要な施設に移動する上で多くの負担もあります。

このような移動格差のある地域や、高齢者、子育て世帯、障害者のほか様々な区民の移動の格差・負担を軽減するため、徒歩や自転車移動の代替となる新しい技術を活用した身近な地域交通を導入し、移動格差のない公平な社会環境の実現や、多様な移動手段の選択ができる環境の実現とともに、地域の利便性向上・活性化を図りたいと考えています。

(※1) 内閣府「世論調査報告書」(平成28年)

(※2) 平成30年住宅・土地統計調査(令和2年12月作成)を参考に算出した数値

2 分科会で検討・協議したい内容

(1) 新しい地域交通(AIオンデマンド交通)の導入

近年全国の大都市から小都市まで様々な規模の都市において、中心市街地、人口集積エリア、郊外部に、新しい地域交通としてAIオンデマンド交通が展開されつつあります。

新宿区においても、移動格差のある地域や、高齢者、子育て世帯、障害者のほか様々な区民が、徒歩や自転車移動の代替となり身近な交通として利用できるAIオンデマンド交通を導入したいと考えています。

AIONデマンド交通とは、AI(人工知能)を活用した効率的な配車により、利用者の予約に対して、リアルタイムに最適配車を行うシステムを活用した交通サービスです。

オンデマンド交通は、路線バスのような路線定期型交通とは異なり、運行方式や運行ダイヤ、発着地の自由な組み合わせにより、地域の特性に応じて柔軟な運行方法を行うものとして多くの都市で展開されていますが、運用のなかで、予約に応じた配車や運行経路の設定などについては、運行管理者や運転手の経験則に頼る側面がありました。

この配車や経路設定などで、AI技術を用いて効率的な運営・運行を実現しようとするものがAIオンデマンド交通です。

(2) 対象区域 (別紙資料5-2~5-4参照)

対象区域については、別紙資料3-2~3-4に示した、バス停から300m超の場所、坂道・階段の分布、公共施設や福祉施設等の生活関連施設の分布を参考にするとともに、実施主体となる交通事業者様の採算性、既存交通への影響等を考慮のうえ、関係者の方々と協議しながら設定したいと考えています。

(3) 実施主体

区内で既に運行している交通事業者様が実施主体になって頂き、皆様と一緒に移動格差のない公平な社会環境の実現、多様な移動手段の選択ができる環境の実現を目指していくとともに、地域の利便性向上・活性化にもご協力を頂戴したいほか、将来を見据えた新しいビジネスの機会や企業価値の向上につながることを期待しています。

また、区の役割としては、対象区域の住民に対する合意形成や区の広報媒体等を活用した周知・利用促進、その他関係者との調整で連携・協力いたします。

3 専門的な検討及び協議を分科会に付託する事項

以上のように、交通事業者の皆様と一緒に検討していきたいことから、新宿区地域公共交通会議設置要綱第6条第1項に基づき、交通会議の会長が分科会に付託する事項として、「AIオンデマンド交通の導入に向けた検討」(同要綱第2条第1項第3号「その他交通会議が必要と認める事項」に該当)を提案いたします。

4 分科会の委員について (別紙資料6参照)

新宿区地域公共交通会議分科会設置要領第3条に基づき、交通会議の会長が分科会の委員として指名する者について、別紙資料6のとおり提案いたします。

5 分科会の開催スケジュール案等

第1回分科会	7月27日(木)	16:00~	: 先行自治体の事例等紹介、対象区域案等に関する意見交換など
第2回分科会	8月30日(水)	9:30~	: 意向・課題の確認・意見交換など
第3回分科会	9月下旬		: 意向・課題に対する対策の検討・協議など
第4回分科会	10月下旬		: 提案内容の検証など
第5回分科会	11月下旬		: 提案内容の検証など
第6回分科会	12月下旬		: 実証運行事業者の決定など

※ スケジュールや議題は、検討等の状況に応じて変更することがあります。